

第3章

取り組むべき事項

第3章の構成

- 第3章は、第2章で設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策ごとに、「脆弱性評価」(現状認識・問題点の整理)、「取組方針(施策)」、「達成目標」で構成しています。
- 第3期計画において重点化して進める施策を「重点項目」として、冒頭に記載しています。
- 第2期計画期間内に発生した災害から得た教訓、知見を整理し、計画に組み入れることにより、同様な災害が発生した場合に適切に対応することを目指し、「大規模自然災害からの教訓」として記載しています。

県民の取組

「起きてはならない最悪の事態」を防ぐためには、県民一人ひとりが主体的に行動し災害に立ち向かう「自助」と、多様な主体が互いに共働する「共助」に基づく「自治の力」が発揮されることが重要です。

自然災害の発生を防ぐことは困難ですが、その特性を学び、事前に備えることは、かけがえのない生命や貴重な財産を守る重要な要素となります。

「起きてはならない最悪の事態」を克服するため、県民の皆様に取り組んでいただく事項を「県民の皆様へ」として各節に記載しています。

民間事業者の取組

「起きてはならない最悪の事態」を克服するためには、民間事業者の皆様の取組が必要不可欠です。特に、ライフラインを担っている事業者の取組は、大規模自然災害が発生した際の被害の最小化や迅速な復旧において特に重要で、災害から県民の暮らしを守る上で最も必要なものです。本計画では、そうした民間事業者の「事前の備え」について、「起きてはならない最悪の事態」を克服する観点で記載しています。

第3期長野県強靱化計画における重点項目

- 気候変動の影響により気象災害が激甚化、頻発化する中、本県でも令和元年東日本台風災害などの大規模な災害が発生し、尊い人命が失われました。
第3期計画においても、第2期計画の進捗状況や課題、発生した災害の教訓、社会情勢の変化等を踏まえ、行政、民間事業者、県民が一体となって「人命の保護を最大限図る」ための取組が重要です。
- また、災害への備えを主体的に学び自ら生命を守る、災害発生時には住民同士が助け合う、「学びと自治の力」を生かした取組は、強靱化の推進に欠くことができないものです。
- これらの観点から、第3期計画では3つの重点項目を設定しています。

重点項目

1 「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実

適切な避難行動への誘導や災害弱者を取り残さない仕組みの構築、地域防災の担い手育成などにより、逃げ遅れ、直接死、関連死を防ぐ

2 地震や水害から命と暮らしを守る建物等の強靱化

建物の耐震化や浸水対策等の推進により、人命を保護し暮らしを確保する

3 気候変動リスクを踏まえた水害・土砂災害対策

流域治水対策や土砂災害への備えにより、人命の保護を最大限図る



逃げ遅れゼロ 直接死ゼロ 関連死ゼロ を実現

例えば、県はこのような取組を行います

- 市町村の適時・適切な避難情報の発令を支援
- 信州防災アプリなどによる災害情報の発信
- 避難所 TKB（トイレ、キッチン、ベッド）の環境を向上
- 要配慮者利用施設の避難計画の策定・訓練を支援
- 県内大学や防災士会等と連携した防災人材の育成
- 住宅の耐震化に向けた支援、地震保険・共済加入の促進
- 災害応急対策拠点となる施設の浸水対策促進
- 護岸整備や堤防強化、砂防施設等の整備を推進
- 中小河川の浸水想定区域図の作成・公表
- 「地区防災マップ」「個別避難計画」等の作成を支援
- 一定の盛土行為を規制し、盛土等に起因する土砂災害を防止

重点項目1 「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実

<達成目標>

- ハザードマップ等による身の回りの危険度の認知度

現状	目標（2027年度）
— ※現状値なし	100 %

- 個別避難計画の策定済み市町村数（一部作成済みを含む）

現状（2022年度）	目標（2027年度）
34	77

- 人口千人当たりの消防団員数

現状（2022年度）	目標（2027年度）
15.02 人	15.78 人

<取組>

自治	○ 災害時の逃げ遅れゼロの実現 ハザードマップ等による危険認知度の向上や適時・適切な避難情報の発令、信州防災アプリなどによる災害情報の発信、個別避難計画作成支援など、災害弱者を含めた避難体制の確立等により、災害時の逃げ遅れゼロを実現
	○ 避難所環境の向上 避難所の良好な環境を確保するため、市町村と連携して避難所TKB（トイレ、キッチン、ベッド）環境向上プロジェクトを推進するとともに、高齢者や障がい者への配慮や、女性の視点に立った避難所運営を支援
	○ 自主防災組織の充実・強化 出前講座や自主防災リーダー研修会の開催、県内大学や防災士会等と連携した防災人材の育成等により、活動の充実、体制の強化を支援
	○ 地域防災の要である「消防団」の充実強化 ・市町村と連携して消防団員の加入促進に取り組むとともに、資機材の整備や県消防学校の教育訓練の充実等により、災害対応力の強化を支援 ・地域や企業などの消防団活動への応援機運の醸成（消防団協力事業所への優遇措置、消防団応援ショップの拡充等）や、多様な人材（女性や学生）の加入を促進
学び	○ 火山防災対策の推進 ・県関係火山の防災対策を推進するため、各火山防災協議会の連携を促進するとともに、火山防災意識を向上させるため、「信州 火山防災の日」制定を契機とした啓発活動を実施 ・御嶽山火山マイスターの育成を支援し、自立的運営や他の火山への展開を推進
	○ 防災教育の推進・学びの場の拡大 学校における防災教育を推進するとともに、災害記録の伝承や県民向け体験型出前講座、赤牛先生派遣事業などにより、地域の実情に応じた防災教育を推進
	○ NPO、災害ボランティア団体等との連携・協働 意見交換や研修会・訓練への参加を通じた連携強化や被災地で活動する団体等を支援

重点項目2 地震や水害から命と暮らしを守る建物等の強靱化

<達成目標>

○住宅の耐震化率

現状（2021年度）	目標（2027年度）
86.7 %	95.0 %

○地震保険の附帯率※

現状（2021年度）	目標（2027年度）
67.8 %	75.0 %

※火災保険契約件数に占める地震保険契約件数の割合

○多数の者が利用する建築物の耐震化率

現状（2020年度）	目標（2027年度）
92.5 %	95.0 %

<取組>

○住宅所有者に対する耐震化の普及・啓発

市町村、建築関係団体と協働し、住宅所有者に直接、耐震化の重要性を啓発（個別訪問、ダイレクトメールによる働きかけ等）
住宅所有者が改修事業者等に気軽に相談できる環境を整備（耐震工法事例の紹介や改修事業者の情報提供等）

○住宅耐震化の促進

住宅・建築物耐震改修総合支援事業による耐震診断、改修経費の支援

○地震等災害保険・共済加入の促進

信州地震等保険・共済加入促進協議会による保険・共済加入促進や、新聞、テレビ等を通じて地震リスクや事前の備えを啓発

○住宅再建への支援

信州被災者生活再建支援制度など、災害時に受けられる支援制度を周知
生活再建支援金等の速やかな申請・支給のため、市町村職員の住家被害認定研修を実施

○学校・幼稚園・保育所の耐震化促進

国庫補助制度を有効に活用し、耐震化が終了していない施設の耐震化を促進

○病院の耐震化促進

医療提供体制施設整備補助金等を活用した耐震化の促進

○旅館・ホテルの耐震化促進

所有者に対する必要性の啓発、大規模建築物耐震改修補助金等による改修促進
災害時に避難所として利用される施設の耐震化を促進

○災害応急対策拠点となる施設の浸水対策推進

浸水想定区域に所在する防災上重要な庁舎の浸水対策を推進

○要配慮者利用施設の耐震化、水害対策の促進

耐震化やブロック塀等の改修、避難用スペースや垂直避難用エレベーターの整備を支援

○道路等の強靱化の推進

緊急輸送道路の防災対策、幹線道路の迂回機能強化、橋梁耐震化、無電柱化、老朽化対策を推進

自治

重点項目3 気候変動リスクを踏まえた水害・土砂災害対策

<達成目標>

- 河川改修による水害リスク低減家屋数

現状（2021年度）	目標（2027年度）
2,650戸	6,340戸

- 要配慮者利用施設※における避難確保計画の作成済み施設数

現状（2021年度）	目標（2027年度）
2,591施設	全施設※毎年調査

※土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に定められた施設

- 要配慮者利用施設※の保全数（保全率）

現状（2021年度）	目標（2027年度）
50施設（51%）	71施設（72%）

※土砂災害特別警戒区域内に立地する施設

<取組>

- **流域治水対策の推進**

従来の治水対策に加え、市町村や企業、県民など流域のあらゆる関係者が参画し、意識を共有して推進

【流す対策】

「信濃川水系緊急治水プロジェクト」「流域治水プロジェクト」に基づき、護岸整備や堤防の強化などを推進

【留める、備える対策】

降雨時の迅速な避難行動や河川への流入を抑制

- ・中小河川における浸水想定区域図の作成・公表
- ・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
- ・公共施設への雨水貯留浸透施設の新設
- ・水田、ため池の有効活用、流域の森林整備

- **「地区防災マップ」「個別避難計画」の作成支援**

地区防災マップや個別避難計画の作成、マップ等を活用した避難訓練を実施する市町村を支援

- **要配慮者利用施設の避難確保計画策定・避難訓練を支援**

土砂・河川災害の際、要配慮者が安全に避難できるよう、施設に対し避難計画の策定と避難訓練の実施を支援

- **要配慮者利用施設を保全するハード・ソフト一体となった対策の推進**

災害発生リスクの高い箇所への立地抑制や優先的な土砂災害対策の実施

- **災害リスクの低い地域への居住誘導の推進**

水害リスクマップの活用や広域的立地適正化計画の検討などにより、市町村と連携して災害リスクの低い地域への居住を誘導

- **盛土対策の推進**

「盛土等による土砂災害の防止に関する条例」「宅地造成及び特定盛土等規制法」により、一定の盛土行為を規制し、盛土等に起因する土砂災害を防止

- **災害に強い森林づくりの推進**

流域治水対策と連携して、一級河川の上流域等で保水力が低下した森林の保水機能の維持向上を推進

大規模自然災害からの教訓

第2期計画期間においても、日本国内では様々な大規模自然災害が発生し、災害対応や復旧において多くの課題や教訓とするべき状況が新たに生じています。

第3期計画では、これらの教訓とするべき事項について整理を行い、計画に組み入れることにより、同様の事象が発生した場合に、より適切に対応することを目指します。

1 令和元年東日本台風災害

県内では、10月12日から13日にかけて非常に激しい雨と強い風により、千曲川の越水や堤防の決壊などにより、多数の人的被害、住家被害や農地等への被害が発生するとともに、1,700名を超える逃げ遅れの発生、避難生活の長期化、浸水した地域の復旧・復興、などが課題となりました。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ・逃げ遅れゼロの推進（信州防災アプリ普及促進、要配慮者利用施設避難確保計画作成・避難訓練支援、市町村個別避難計画作成支援）
- ・避難所の環境改善（TKB向上推進、女性や要配慮者の視点に立った避難所運営支援）
- ・防災教育の充実（デジタルアーカイブによる災害伝承、学校防災アドバイザー派遣）
- ・流域治水対策の推進（雨水貯留施設、水位計、監視カメラ整備、浸水想定区域図公表）
- ・浸水対策の推進（下水処理施設、ポンプ施設の耐水化、庁舎、県営住宅等の浸水対策）
- ・ボランティアやNPOとの連携（研修会・訓練による連携強化、相互連携協定）
- ・生活再建の支援（信州被災者生活再建支援制度周知・運用、住家被害認定研修開催）

2 令和3年8月大雨

県内では、13日夕方から15日朝にかけて断続的に激しい雨が降り続き、この大雨により、8月15日、岡谷市川岸地区で土石流が発生し、3名の命が奪われました。

避難情報を発令するタイミングや対象地区の絞り込み、住民の適切な避難行動（特に夜間）が課題となりました。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ・避難情報発令支援（市町村トップセミナー、相談体制の構築）
- ・新型コロナウイルス対策に留意した避難所運営（チェックリストの周知、マニュアル策定支援）

3 北海道胆振東部地震

平成 30 年 9 月 6 日北海道胆振地方中東部においてマグニチュード 6.7 の地震が発生。苫東厚真火力発電所の停止や送電線事故に伴う水力発電所の停止等により、電力供給を需要が大きく上回り、国内で初めてとなる大規模停電（ブラックアウト）が発生し、道内全域で最大約 295 万戸が停電、復旧まで 45 時間程度を要しました。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ・ 要配慮者入所施設の停電対策（非常用自家発電設備の整備）
- ・ 長期停電時に企業局発電所から地域防災拠点への電力供給を研究
- ・ 水力発電所水圧管等の耐震化推進
- ・ 停電時の発電所自立運転機能の付加

4 線状降水帯発生による豪雨災害

平成 30 年 7 月豪雨（西日本を中心に死者 224 名、行方不明者 8 名、住家全壊 6,758 棟）や、令和 2 年 7 月豪雨（球磨川流域の高齢者福祉施設入所者 14 名が犠牲）では、線状降水帯の発生が報告されています。

線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、他の大雨に関する情報にも留意しながら対応する必要があります。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ・ 避難情報発令支援（市町村トップセミナー、相談体制の構築）
- ・ 気象台との共催による防災気象情報講習会の開催
- ・ 要配慮者利用施設避難確保計画作成・避難訓練支援、市町村個別避難計画作成支援
- ・ 土砂災害警戒情報の発令や河川砂防情報ステーションによる危険度情報の提供
- ・ 長時間洪水予測システムの活用検討

5 大雪による大規模な車両滞留の発生

令和 2 年 12 月には関越自動車道で、令和 3 年 1 月には北陸自動車道や国道 8 号で大雪による大規模な車両滞留が発生し、乗員の安全確保や早期の車両滞留の解消が課題となりました。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ・ 除排雪体制の強化（隣接県等との相互除雪、幹線道路連絡会議での体制確認、通行規制区間設定）
- ・ 道路の防雪・消雪対策（堆雪帯、スノーシェルター、消雪施設等整備）
- ・ 適切な道路情報の提供（道路管理者ホームページ・SNS、日本道路交通情報センター）